

第 14 条（採用決定者の退職等）

1. 乙は、甲に対して紹介した採用決定者が、入社日から 3 ヶ月以内に自己都合により退職し、または懲戒解雇された場合、甲から受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下のとおり返還する。本条によるほか、いかなる場合でも紹介手数料の返還または減額はされない。ただし、甲の責による解雇、甲に起因する退職、採用決定者の死亡、天災地変等の不測の事態、その他甲乙協議の上、乙の免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外する。なお、当該退職等が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の支払債務は消滅しない。

1 週間以内の場合、紹介手数料の 100%

1 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 75%

2 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 30%

3 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 10%

2. 採用決定者が入社日までに内定を辞退した場合、乙は、前条の紹介手数料の請求を行わない。

3. 各国政府等の機関により返金規定、制限がある場合は、別途覚書にて上記の規定を変更することとする。

第 15 条（採用決定者の再雇用）

退職後 6 ヶ月以内に甲が採用決定者を再雇用した場合は、雇用が継続していたとみなし、甲は、前条の返還の適用を受けていた場合は返還額相当額を乙に対して直ちに支払わなければならない。

第 16 条（採用決定後の免責）

1. 乙は、甲が乙から紹介を受けた求職者を採用するか否かの最終的な判断および採用後の労働の状況、その他採用後に発生した損害に関しては、一切の責任を負わない。

2. 乙は、紹介による雇用契約の成立を保証するものではなく、求職者が入社を辞退した場合でも乙は甲に対し一切の責任および賠償を負わない。

株式会社アサヒキャリアサービス

一部抜粋